

京都市告示第421号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年2月8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
山科大宅緯22号線	山科区大宅山田63番地地先内	旧	メートル 24.60	メートル 4.40 ~ 4.50
		新	7.80	5.10 ~ 5.31

(建設局土木管理部道路明示課)